

# 裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]

処 分 庁 [REDACTED]

平成21年3月9日付で提起された生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活保護開始決定に係る審査請求について次のとおり裁決する。

## 主 文

処分庁が審査請求人に対し、平成21年2月23日に決定した生活保護開始決定に係る処分を取り消す。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 審査請求に至る経緯

[REDACTED]（以下「処分庁」という。）は、生活保護法（以下「法」という。）第19条第1項に基づき、平成21年2月23日付で審査請求人[REDACTED]（以下「請求人」という。）に対し、生活保護の開始決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったところ、請求人は、これを不服として、平成21年3月9日付で沖縄県知事（以下「当庁」という。）に対し、審査請求を提起した事案である。

#### 2 本件請求の趣旨及び理由

処分庁による本件処分は、生活保護開始決定通知書によると、[REDACTED]

[REDACTED]と決定している。

これに対して請求人は、[REDACTED]と主張している。

今回の審査請求については、処分庁が算定した支給額に納得せず、本件処分

の取消を求めるものと解する。

## 第2 当庁の認定した事実及び判断

### 1 認定事実

当庁の調査によると、以下のとおりと認められる。

- (1) 平成21年1月30日 処分庁は請求人からの保護申請を受理する。
- (2) 同年2月5日 処分庁は請求人の生活する [ ] テントを訪問し、生活の実態を確認する。
- (3) 同年2月23日 本件処分を決定。処分内容は、請求人はテント生活をしており、光熱水道費に当たる経費は必要ないので、生活扶助に係る第2類費を計上せず第1類費のみを支給する、というものである。
- (4) 同年3月10日 請求人から送付された審査請求書を当庁で受理する。
- (5) 同年3月11日 当庁から処分庁へ弁明書の提出を求める。
- (6) 同日 請求人が一時的な住居を確保したとのことで、処分庁は3月支給分で生活扶助の第2類費及び住宅扶助の追給決定をするが、一時的な入居先には水道料金が含まれていることで、住宅扶助は上下水道基本額を差し引いた額とした。
- (7) 同年3月24日 処分庁からの弁明書を当庁で受理。  
内容は、第1類のみの支給で妥当である、と主張している。
- (8) 同年3月31日 弁明書の副本を請求人の一時的な入居先に送付。反論書の提出を求める。

### 2 判断

#### (1) 法令等の解釈

- ① 法第1条では、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と、この法律の目的を定めている。

- ② 法第4条第1項では、「保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と、保護の補足性を定めている。
- ③ 法第8条第1項では、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、第2項では、「保護の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。」と、基準及び程度の原則を定めている。
- ④ 生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)別表第1-1-(2)-アでは、「基準生活費は、世帯を単位として算定するものとし、その額は第1類の表に定める個人別の額を合算した額と第2類の表に定める額の合計額とする。」と、基準生活費の算定を定めている。
- ⑤ 生活保護による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)第7-4-(1)-アでは、「(省略)家賃、間代、地代等は、居住する住居が借家若しくは借間であって家賃、間代等を必要とする場合、又は居住する住居が自己の所有に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定する」と住宅費について定めている。

## (2) 本件処分について

生活保護は、厚生労働大臣の定める基準によって、保護を受ける者の最低生活費を計算し、これとその者の収入とを比較して、その者の収入だけでは最低生活費に満たないときに、その不足分についてはじめて行われることになっており、保護を受ける者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。(法令等の解釈①、②)

保護の具体的実施に当たって、どのような対象者にどの程度の保護が必要であるかが決められていなければ、保護は各実施機関の見方によって異なり、国民に対し最低生活を無差別平等に保障することができない。

そこで、法第8条は、保護の実施は、①厚生労働大臣の定める基準により測定した、②要保護者の需要を基とし、そのうち③その者の金銭又は物品で満たすことのできない、④不足分を補う程度において行うものと規定している。（法令等の解釈③）

保護基準は、要保護者の年齢別、世帯構成別、所在地域別などに分けて厚生労働大臣が定めることになっている。したがって、保護基準は、まず所在地域別に定められているのが原則である。具体的には、全国の市町村を6区分の級地に分類し基準額を規定している。

個々の市町村がどの級地となるかは、各地域の生活実態などに応じて厚生労働大臣により決められており、請求人の居住地である [REDACTED] となっている。

また、保護基準額は定額で定められているのが原則であるが、一部については、各級地の支給限度額を設定し、その範囲内の実費とされている。

生活扶助の基準は、衣食などのいわゆる日常生活に必要な基本的、経常的経費についての最低生活費を表示したものである。大きくは、第1類費と第2類費に分けられ、特別の需要のある者にはさらに各種加算が合算されるという構成になっている。

#### ア 第1類費（個人的経費）

第1類費というのは、飲食物費や被服費など個人的に消費する生活費について定められた基準で、年齢別に計算される。

#### イ 第2類費（世帯共通的経費）

第2類費は、第1類費と違って世帯全体としてまとめて支出される経費で、例えば、光熱水道費や家具・家事用品費、交際費等で、世帯人数によって計算される。

なお、冬季（11月から3月）においては、寒冷の度合などによって、暖房費などの必要額が異なってくるため、こうした事情を考慮し、都道府県を単位として地域別（6地区）に冬季加算が計算される。

また、住宅扶助においても各地域に応じて厚生労働大臣が基準を定めており、請求人の居住地である [REDACTED] の範囲内で支給される。

今回処分庁は、請求人の公園での日常生活において、光熱水道費に係る需要はないことは明らかであり、第2類費を支給せず第1類費のみ支給するこ

とが妥当である、と主張するが、第2類費には光熱水道費以外にも家具・家事用品費、交際費等も含まれ、光熱水道費が必要ないことをもって第2類費を支給しない取扱いは法令等に根拠がなく、処分庁の判断のみで行えるものではない。

また、処分庁は3月分の住宅扶助の支給において、一時的な入居先には水道料金が含まれていることで、上下水道基本額1,555円を差し引いた日割額を計上しているが、入居先は民宿であり、宿泊料として間代の中に当然使用量として含まれており、上下水道基本額を差し引くことは不当である。

本件処分の支給額(A)と、請求人が主張する第2類費を計上した支給額(B)を比べると下表のとおりとなる。なお、3月(B)の住宅扶助は上下水道基本額を差し引かない額で計上している。

	1月(A)	1月(B)	2月(A)	2月(B)	3月(A)	3月(B)
生活扶助第1類費						
生活扶助第2類費						
冬季加算						
住宅扶助						
合 計 額						
差額 (B-A)						

請求人は、[REDACTED]での支払いを主張しているが、処分庁が第2類費を計上していれば、2月には主張した金額の給付が受けられたことは上表のとおり明らかであり、請求人の主張には理由がある。

### 3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成21年7月3日

沖縄県知事

仲井眞 弘多



(教示)

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

